

令和 7 年度岡山県青少年総合相談センターに係るインターネット広告業務に関する 参加表明及び企画提案を求める公告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

(1) 委託業務名

令和 7 年度岡山県青少年総合相談センターに係るインターネット広告業務

(2) 委託業務内容

令和 7 年度岡山県青少年総合相談センターに係るインターネット広告業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 委託金額

金 2, 2 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 過去 5 年度（令和 2 年度～令和 6 年度）以内に、当該事業類似事業に関する業務について、国、県又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (6) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類 5 企画・制作」、「小分類 5 広告・広報」に登録した業者であり、格付区分が A 又は B であること。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 1 9 年岡山県告示第 3 3 2 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話 086-226-0557

メール kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和7年7月7日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/332/>

からダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

①企画提案参加資格確認申請書（様式1）

②過去5年度以内の類似事業に関する事業実績説明書（様式2）

イ 提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年7月2日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付方法

「仕様等に関する質問・回答書」（様式３）をメールで上記３へ送信すること。
送信後は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページに回答を掲載する。

エ その他

選考に関し、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- a 企画提案書の提出について（様式４）
- b 企画提案書、その他企画提案内容を説明するために必要な書類
（様式は任意とし、Ａ４判片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を付けること）
- c 経費見積書（様式任意）
見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。岡山県知事宛とし、代表者印を押印すること。
- d 応募者の事業内容の概要が分かるもの（パンフレット等でも可）、当該事業類似事業に係る資料（過去５年の事業一覧）

イ 提出部数

正本１部、副本４部

ウ 提出期限

令和７年７月１４日（月）午後５時まで

エ 提出場所

上記３の場所に同じ

オ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記ウの提出期限までに必着とすること。）

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

委託事業の内容に係る企画提案書と経費見積書を基に、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して契約の相手方を選定するが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。

また、事項ごとに次のとおり配点し、合計１００点満点で採点する。

ア 総論 （１０点）

- ・事業体概要、実施方針 （１０点）

イ 実施方法・内容 （７５点）

- ・実施体制、スケジュール （１０点）
- ・担当者の専門性 （１０点）
- ・広告素材の提案内容 （１０点）
- ・ランディングページの分析 （１０点）

- ・利用広告媒体の検討 (15点)
- ・広告配信結果分析 (15点)
- ・個人情報の管理体制 (5点)
- ウ 業務実績 (5点)
 - ・インターネット広告の実績 (5点)
- エ 委託料 (10点)
 - ・委託料の積算 (10点)
- (2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。
- (3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画提案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。
- (4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記5(2)イの期間までに所定の企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 企画提案書及び所定の書類が、上記6(1)ウの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 経費見積書が、仕様書の条件を満たさないとき。
- (4) 企画提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記2に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、企画内容について一部調整する場合がある。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (8) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。